

豊橋市健幸なまちづくり協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市健幸なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、当該会議の開催予定時刻までに傍聴受付で氏名、住所等を記入しなければならない。

2 前項の傍聴手続は、会議の開催予定の公表に併せ、あらかじめ公表するものとする。

(傍聴の定員)

第3条 傍聴の定員は、会議の都度、会長が定める数とし、先着順によるものとする。ただし、会長が特別の事情があると認める者にあつては、この限りでない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 会議を妨害し、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼすと認められる者は、傍聴席に入ることができない。

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章等をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影等の制限)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画及び録音等をしようとするときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、この要領に違反したとき、又は会議を非公開とする決定がされたときは、速やかに退場しなければならない。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、令和元年6月17日から施行する。